一帯一路とインフラ・ファイナンス

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

構想とシンガポールの立ち位置

習近平国家主席は2013年9月7日、アスタナのナザルバエフ大学でシルクロード経済ベルト構想を発表しました。翌月にはインドネシアでの演説で、21世紀海上シルクロードを提唱しました。2016年以降、この二つを合わせた計画は英語で「Belt and Road Initiative」（一帯一路）と呼ばれています。現在では150か国以上のプロジェクトを含んでいます。[1]資金は中国の政策銀行、国有商業銀行および新設のファンドから供給されました。シルクロード基金は2014年12月、400億米ドルと1,000億人民元の資本金で設立されました。中国銀行だけでも、2015年から2020年までの間に一帯一路プロジェクトに1,850億米ドルを超える融資を行っています。[2]

この構想におけるシンガポールの立ち位置は特異です。シンガポールは自国のインフラのために外部からの資金調達を必要としませんが、一帯一路プロジェクトへの主要な投資国となっています。[3]構想のうち中国・インドシナ半島経済回廊は、シンガポールを終点としています。ラオスのボー

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

テンとビエンチャンを結ぶ鉄道の開通により、西ヨーロッパとシンガポールを結ぶ連続した鉄道網の最後の空白が埋まりました。シンガポール政府はこの構想を原則として支持する一方、地域のプロジェクトのための中立的な金融・法律・専門サービスの拠点として自らを位置づけてきました。リー・シェンロン首相は2019年4月、北京で開催された第2回一帯一路国際協力フォーラムに出席しました。[4]

インフラストラクチャー・アジアとプロジェクト・ファイナンス

この地域におけるインフラ・ファイナンスの需要は膨大です。インフラストラクチャー・アジア（Infrastructure Asia）は、シンガポール政府がエンタープライズ・シンガポールとシンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、MAS）を通じて設置したプロジェクト推進オフィスです。同オフィスが引用する推計によれば、アジアの新興国・途上国は2016年から2030年までの間に26兆米ドル、年間約1.7兆米ドルのインフラ投資を必要としています。実際の投資額は年間8,810億米ドルと推計され、必要額の半分にも届きません。[5]同オフィスは各国政府、開発事業者、商業銀行および国際開発金融機関と協力し、プロジェクトを融資可能な案件に仕上げています。その任務は地域全体を対象とし、一帯一路には言及していません。もっとも実際には、東南アジアの多くのプロジェクトに中国の建設業者、中国の貸し手、またはその双方が関与しています。

こうしたプロジェクトに対するシンガポールの貢献は、金融センターが果たす機能にあります。シンガポールの銀行は、しばしば中国の銀行と並んで、シンジケートローンやプロジェクト・ファイナンスを組成します。保険会社と再保険会社は、建設リスクや政治リスクを引き受けます。法律事務所は契約書を起草し、その準拠法は英国法またはシンガポール法であることが少なくありません。紛争はシンガポールでの仲裁に付されます。中国の建設業者や貸し手は、地域のプロジェクトのための持株・資金調達ビークルとしてシンガポールの事業体も利用しています。これにより、シ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ンガポールは一帯一路の一部にとって記帳センターとなっています。これらの活動の規模は独立した統計として公表されていません。したがって、一帯一路ファイナンスにおけるシンガポールのシェアに関する主張は慎重に扱う必要があります。

一帯一路のための紛争解決

法律サービスの側面は特に重要です。2025年、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の外国人利用者のうち最大のグループは中国本土の当事者で、378当事者にのぼり、ベトナム、インド、タイを上回りました。[6]この数字の一部は、同センターが選任機関を務めた一連の関連事件によるものです。それでも、中国企業とその相手方が中国の法制度の外にある中立的な仲裁地に価値を見いだしていることは明らかです。中国国有企業の相手方は、こうした仲裁地を好むことが多いのです。

裁判所もこの提供価値を強化してきました。2018年8月31日、シンガポール最高裁判所と中国最高人民法院は、金銭判決の承認・執行に関するガイダンス覚書に署名しました。この覚書に法的拘束力はありません。それでも、双方の裁判所が相手方の判決を承認しうる条件を記述しています。[7]第F部第III章で検討するシンガポール国際商事裁判所（SICC）は、国際判事の一人として中華人民共和国出身の判事、張勇健（Zhang Yongjian）を擁しています。[8]仲裁と合わせ、こうした仕組みによって、シンガポールの紛争解決インフラは中国企業にとってなじみのあるものとなりました。

債務、リスクと評判

一帯一路は論争も生んできました。批判者は、その融資が借入国に持続不可能な債務を負わせていると主張してきました。ただし、意図的な「債務の罠外交」という非難には、研究者の間で広く異論があります。AidDataによる2023年の調査では、この構想の下で資金供与された港湾の一部が、将来の中国海軍の需要にも役立ちうることが明らかになりました。[9]プロ

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

ジェクト・ファイナンスに参加するシンガポールの金融機関にとって、こうした議論は具体的なリスクとなって表れます。すなわち、ソブリン・デフォルト、融資の再交渉、借入国における政変、そしてプロジェクトが汚職や環境破壊と結びつけられた場合の評判リスクです。シンガポールの銀行は、石炭火力発電所への融資について独自の方針も採用しています。石炭火力発電所は、かつての中国の対外投資において大きな比重を占めていた分野です。サステナブル・ファイナンスについては第K部第II章で扱います。

注

1. Wikipedia, “Belt and Road Initiative”（2026年11月最終閲覧）：シルクロード経済ベルトは2013年9月7日、アスタナのナザルバエフ大学で習近平により発表された。21世紀海上シルクロードは“the following month”のインドネシアでの演説で提唱された。英語名“Belt and Road Initiative”は2016年以降。“projects in more than 150 countries”。 ↩
2. Wikipedia, “Belt and Road Initiative”（2026年11月最終閲覧）：シルクロード基金は2014年12月、400億米ドルと1,000億人民元の資本金で設立された。中国銀行は2015年から2020年までに一帯一路プロジェクトに1,850億米ドル超を融資した。中国工商銀行（ICBC）は2019年4月までに1,000億米ドル超。 ↩
3. Wikipedia, “Belt and Road Initiative”（2026年11月最終閲覧）、支持に関する節：“Singapore needs no outside infrastructure finance but is a major investor in BRI projects”。中国・インドシナ半島回廊は中国南部からシンガポールまで延びる。ボーテン－ビエンチャン線により、西ヨーロッパとシンガポールを結ぶ連続した鉄道網の最後の空白が埋まった。 ↩
4. シンガポール外務省、国別ページ “People's Republic of China”（2026年11月最終閲覧）：リー・シェンロン首相は2019年4月25日から29日ま

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

で北京で開催された第2回一帯一路国際協力フォーラムに出席した。ヴィヴィアン・バラクリシュナン外相は2020年6月18日、新型コロナウイルス感染症に関する協力についての一帯一路テレビ会議に参加した。 ↩

5. Infrastructure Asia, “About us”（infrastructureasia.org、2026年11月最終閲覧）：シンガポール政府がエンタープライズ・シンガポールとシンガポール金融管理局を通じて“project facilitation office”として設置。ホームページ：アジアの新興国・途上国は2016年から2030年までに26兆米ドル（年間約1.7兆米ドル）を必要とするが、投資額は年間8,810億米ドルと推計される。 ↩

6. SIAC, *Annual Report 2025*, Statistics 2025, “Geographical Origin of Parties”：中国本土378当事者、ベトナム337、インド178、タイ100、米国83。中国とベトナムの数字は、SIACが選任機関を務めた一連の関連事件により押し上げられた。 ↩

7. Supreme Court of Singapore and Supreme People's Court of the PRC, Memorandum of Guidance on Recognition and Enforcement of Money Judgments in Commercial Cases、2018年8月31日。周強（Zhou Qiang）とスンダレシュ・メノン（Sundaresh Menon）が署名。第2条：“This memorandum has no binding legal effect”。 ↩

8. Singapore Courts, “Judges”（SICC）、judiciary.gov.sg、2026年10月20日最終更新：張勇健（Zhang Yongjian）は26名の国際判事の一人。 ↩

9. Wikipedia, “Belt and Road Initiative”（2026年11月最終閲覧）：“debt-trap diplomacy”という非難は“widely disputed by researchers”。AidDataによる2023年の調査は、一帯一路で資金供与された一部の港湾に軍民両用の懸念があるとした。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com